

[事案 2021-159] 手術給付金等支払請求

・令和4年2月17日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除され、手術給付金等が支払われなかったことを不服として、契約解除の無効および手術給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乳がんで入院し、カテーテル設置術を受けたため、令和2年3月に乗合代理店を通じて契約した医療保険にもとづき手術給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を無効として、手術給付金等を支払ってほしい。

- (1)3か月に一度、経過観察で病院に通院していることは、告知手続の際に募集人に伝えた。
- (2)募集人から、「問われていること以外は答えなくていいです。入れますよ。」などと言われていた。

<保険会社の主張>

募集人は、商品提案に先立ち、申立人の意向や健康確認を行う中で、申立人が過去に乳がんに罹患したことは聞いたものの、過去5年以内の入院、手術、通院・服薬はないことを確認しており、経過観察で通院しているという事実は聞いていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の事情を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められる一方、募集人による告知妨害等があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。